

ID: 190

担当部署: 上下水道課

処分の概要	加入金の徴収																				
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第34条																				
例規番号	平成10年条例第8号																				
<p>【基準】 第34条の規定による。 (加入金) 第34条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)をしようとする者から次の表の区分に応ずる額の水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造する場合は、新口径に応ずる加入金と旧口径に応ずる加入金の差額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>90,200円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>253,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>412,500円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>539,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,045,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>1,525,700円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>3,641,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>				給水管の口径	加入金の額	13ミリメートル	90,200円	20ミリメートル	253,000円	25ミリメートル	412,500円	30ミリメートル	539,000円	40ミリメートル	1,045,000円	50ミリメートル	1,525,700円	75ミリメートル	3,641,000円	100ミリメートル	町長が別に定める。
給水管の口径	加入金の額																				
13ミリメートル	90,200円																				
20ミリメートル	253,000円																				
25ミリメートル	412,500円																				
30ミリメートル	539,000円																				
40ミリメートル	1,045,000円																				
50ミリメートル	1,525,700円																				
75ミリメートル	3,641,000円																				
100ミリメートル	町長が別に定める。																				
備考																					
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日																		